

学校法人明照学園行動計画

「次世代育成支援対策推進法」では、常時雇用する労働者の数が100人を超える事業主に対して、次世代育成支援対策に関する「一般事業主行動計画」の策定を義務付けています。

明照学園では、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 : 両立支援の制度について校内に周知を図る。

対策

- ・ 次世代育成支援対策推進に係る育児休業・介護休業制度の資料等を収集し、本学の関係規程等を見直し、規定を整備する。
- ・ 制度利用に対する職場の理解を深めるため、管理職等に対し、本学の規則等と育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの資料により次世代育成支援制度の周知・理解を図る。

目標2 : 制度の利用促進のための環境整備
(父親も子育てができる働き方の実現)

- ・ 担当者を指定し、制度の相談窓口を設置する。
- ・ 制度利用該当職員が出現した場合には、働き方の見直しや非常勤職員等の弾力的な配置等育児休業を取得する職員に対する円滑な対応が可能となるよう、支援方策を検討・整備する。
- ・ 管理職が、職員個人ごとの年次休暇及び夏季休暇の取得状況や業務の進捗状況を把握し、職員の心身の健康維持や仕事の効率化のため、年次有給休暇等の計画的取得を促進する。